○国土交通省告示第九百四号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「旧公営住宅法」という。）第十三条第三項の規定及び住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号）第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「旧公営住宅法施行令」という。）第四条の四第二項の規定に基づく公営住宅法施行規則の一部を改正する省令（平成八年建設省令第十二号）による改正前の公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号。以下「旧公営住宅法施行規則」という。）第六条の規定に基づき、改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を次のように定めたので、告示する。

令和七年九月三十日　国土交通大臣　中野　洋昌

改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める告示

第一　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十三条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める令和七年十一月から令和八年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る率は、次のとおりとする。

	北海道以外の地域に適用される率		北海道の地域に適用される率	
建設年度	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）及び簡易耐火構造の住宅で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅で二階建てのもの、準耐火構造の住宅、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）及び簡易耐火構造の住宅で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅で二階建てのもの、準耐火構造の住宅、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅
昭和35	4.7	3.7	4.4	3.4
36	3.9	3.3	3.8	3.1
37	3.7	3.2	3.7	3.0
38	3.6	3.1	3.7	2.9
39	3.4	2.9	3.2	2.7
40	3.4	2.9	3.1	2.6
41	3.2	2.7	3.1	2.6
42	2.9	2.5	3.0	2.4
43	2.7	2.4	2.8	2.4
44	2.6	2.3	2.6	2.2
45	2.4	2.1	2.4	2.1
46	2.3	2.1	2.3	2.0
47	2.2	2.0	2.2	2.0
48	1.7	1.7	1.8	1.7
49	1.6	1.4	1.6	1.4
50	1.5	1.4	1.6	1.4
51	1.5	1.4	1.5	1.4
52	1.5	1.4	1.5	1.4
53	1.5	1.4	1.5	1.4
54	1.4	1.3	1.4	1.3
55	1.3	1.2	1.3	1.2
56	1.3	1.2	1.3	1.2
57	1.3	1.2	1.3	1.2
58	1.3	1.2	1.3	1.2
59	1.3	1.2	1.3	1.2
60	1.3	1.2	1.3	1.2
61	1.3	1.2	1.3	1.2
62	1.3	1.2	1.3	1.2
63	1.3	1.2	1.3	1.2
平成元	1.2	1.1	1.2	1.1
2	1.2	1.1	1.2	1.1
3	1.2	1.1	1.2	1.1
4	1.1	1.1	1.2	1.1
5	1.1	1.1	1.2	1.1
6	1.2	1.1	1.2	1.1
7	1.2	1.1	1.2	1.1
8	1.2	1.1	1.2	1.1
9	1.2	1.1	1.2	1.1
10	1.2	1.1	1.2	1.1
11	1.2	1.1	1.2	1.1
12	1.2	1.1	1.2	1.1
13	1.2	1.1	1.2	1.2
14	1.2	1.1	1.2	1.2
15	1.2	1.1	1.2	1.2